

オンライン参加可能

総務課長
法務課長 殿
監査委員事務局長

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

住民監査請求と住民訴訟をめぐる法律実務

～現場の自治体職員として求められる法知識と適切な対応とは～

<令和7年9月29日(月)・30日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今、住民監査請求や住民訴訟の件数が増加し、組織だけではなく職員個人の責任が問われるケースも増えております。この傾向は自治体経営に対する住民の関心の高さを示す指標でもあり、今後も続いていくことが予想されます。

現行の地方自治法による制度の下では、自治体による違法な支出を事前に抑制する方針が明確に打ち出されており、職員個人に訴訟遂行の負担を負わせることを回避し、執行機関として組織自体の関与が求められていることは周知の通りですが、現実の訴訟は4号請求訴訟が多数を占めています。

そこで本講座では、具体的な判例・事例を交え、住民監査請求・住民訴訟制度に対する理解を深めていただくとともに、自治体や職員にとっての対応がいかにあるべきかを考察してまいります。監査・総務・法令部門のみならず、財政・管財・契約・人事など関係部門の方々にも役立つ内容となっております。

時節柄公務が多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬 具

記

(12:30から受付)
日 時： 令和7年9月29日(月) 13:00～17:00
9月30日(火) 10:00～16:00

講 師： (元)東京都訟務担当課長 えのもと よういち
秋法律事務所 弁護士 榎本 洋一 氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11
(住友不動産新宿南口ビル13階)
[オンライン参加] ZoomによるLive配信

参加料：会員(1名) 36,300円(税込)
(負担金) 一般(1名) 39,600円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認いただけます。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

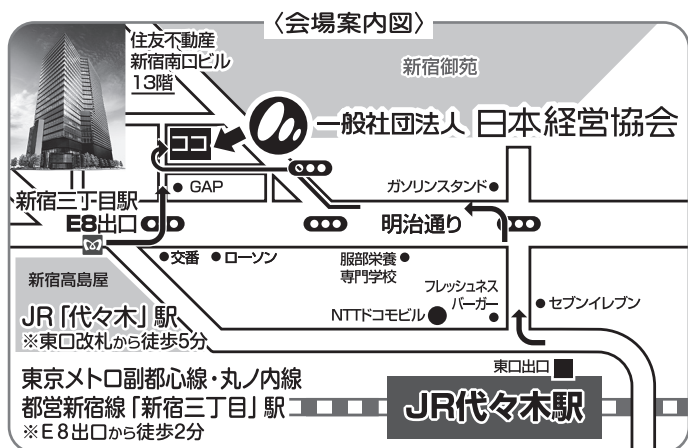
本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL(03)6632-7139(直)

E-mail: tks@noma.or.jp

URL <http://www.noma.or.jp>



▶プログラム◀

第1 総論

- 1 住民監査請求の概要
- 2 住民訴訟の概要

第2 住民監査請求

- 1 住民監査請求の要件
 - (1) 請求権者
 - (2) 監査請求の対象
- 2 住民監査請求の審査
 - (1) 適式審査
 - (2) 監査手続
 - (3) 要件審査
 - (4) 実体審理

第3 住民訴訟

- 1 住民訴訟の要件
 - (1) 原告適格
 - (2) 財務会計行為
 - (3) 監査請求前置
 - (4) 出訴期間

2 住民訴訟の類型

- (1) 行為の差止請求(1号請求)
- (2) 行政処分取消等請求(2号請求)
- (3) 怠る事実の違法確認請求(3号請求)
- (4) 損害賠償請求(4号請求)

第4 事例問題

- 1 監査請求期間
- 2 請求の特定
- 3 随意契約
- 4 接待・交際費
- 5 公用車
- 6 補助金
- 7 旅費
- 8 給与
- 9 政教分離原則
- 10 政務活動費
- 11 財産の管理
- 12 非財務会計行為を対象とする住民訴訟

講師紹介

(元) 東京都総務局総務部 訟務担当課長
秋法律事務所 弁護士

榎本 洋一 氏

平成15年東京都庁に入職後、主税局を経て、平成18年から総務局法務課などで一貫して法務部門に勤務。法律相談、審査請求、民事・行政訴訟など幅広い分野での法務経験を積む。

都庁時代に担当した訴訟の総数は300件を超え、法律相談は年間で約200件に及ぶ。特に住民訴訟や法律相談では、多くの実務的な課題と問題点に直面し、深い知識と経験を蓄えている。

平成28年からは、筑波大学法科大学院で自治体法務に関する講義を担当。

令和6年3月末に東京都庁を退職し、現在は弁護士として自治体法務支援を中心に活動している。

〈著書〉「行政不服審査担当のシゴト」(ぎょうせい)、「現場の「困った」に法務のプロが答える 自治体法的トラブル解決のポイント」(ぎょうせい・共著) など

※当日は最新の情報を反映する等、予告なく一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION